

# 令和3年度追加申請

## 余剰電力売払い等入札参加資格審査申請要領

那覇市・南風原町環境施設組合が発注する「余剰電力の売払い」及び「自家発補給電力の購入」の競争入札に参加を希望する沖縄県内の登録小売電気事業者（沖縄県内に本店または支店等の営業拠点を持つ者に限る）は、この要領に従って入札参加資格審査申請書を提出してください。なお、有資格業者として認定されても必ずしも入札参加できるとは限りません。

### 1. 入札参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに定める者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、同項の規定による入札に参加させない期間が経過していること。
- (3) 営業に関し、法令上資格等を必要とする場合にあつては、それらの資格等を有していること。
- (4) 令和3年1月1日時点において、引き続き2年以上同種の営業を営んでおり、かつ、入札時において引き続き営業していること。
- (5) 市町村税及び消費税を滞納していないこと。
- (6) 代表者、役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次の①から③までの全ての要件に該当すること。
  - ① 暴力団（那覇市・南風原町環境施設組合公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成24年12月19日事務局長決裁。以下「暴排要綱」という。）第2条第4号の暴力団をいう。以下同じ。）の関係者又は暴力団員（暴排条例第2条第5号の暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
  - ② 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。
  - ③ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (7) 沖縄県内での電力買取実績及び電力販売実績があること。

### 2. 申請書類（組合指定）の配布

- (1) 配布期間 令和3年7月20日（火）～令和3年8月31日（火）
- (2) 配布方法 那覇市・南風原町環境施設組合 ホームページからダウンロード。  
※パソコントラブル等によりダウンロードできない場合には、上記の配布期間

内に総務企画課で配布します。事前に総務企画課へ電話連絡すること。  
受け取りは、平日（土・日曜日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く。）FAXならびに郵送での配布は行いません。

### 3. 申請方法

- (1) 申請方法 原則として「郵送」による  
※郵送方法は、特に指定はありません。  
（書留類・レターパック・宅配便など利用可）
- (2) 郵送受付期間 令和3年8月2日（月）～令和3年8月31日（火）  
※令和3年8月31日消印有効
- (3) 送付先・問い合わせ先  
〒901-1105  
沖縄県島尻郡南風原町字新川650番地  
那覇市・南風原町環境施設組合 総務企画課  
電話098-882-6701

### 4. 入札参加資格の有効期間

令和3年10月1日～令和4年3月31日

### 5. 申請書類

- (1) 「申請書類確認表」に掲載している書類のうち、必要とされている書類を提出してください。
- (2) 申請書類は、「申請書類確認表」の指定書式を用いて記入もれ又は添付書類の不足等がないよう十分に確認の上、確認表の順番に並べて提出してください。

### 6. 申請書類作成の注意事項

- (1) 申請書類の日付は、作成日の日付をご記入ください。
- (2) 申請書類は、申請日直近に確定した決算日の状況で作成してください。
- (3) 申請書類を手書きで作成する場合は、黒のボールペン（社名等はゴム印可）で記入し、修正可能な鉛筆や消せるペンでの作成は不可です。
- (4) 申請する業種は「電力小売業」に限ります。

#### 様式1：入札参加資格審査申請書

- (1) 申請は、1法人につき1件に限ります。二重登録（本店と支店を登録する等）とならないように注意してください。

- (2) 申請者は、法人の場合は、本店所在地、商号及び代表者氏名（すべて登記事項証明書上のもの）を記入し、登記印鑑（実印）を押印してください。

#### 様式2：登録業種等

- (1) 営業概要、社員数、営業年数の欄を全て記入してください。
- (2) 申請日の直近に確定した決算日の状況で記入してください。
- (3) 売上高は損益計算書における売上高の直近2年分の平均を記入してください。

#### 様式3、4：取引実績表（電力買取及び電力販売）

登録業種にかかる過去2年間（令和元年7月～令和3年6月迄）の取引実績を記入してください。（沖縄県内での取引実績を記入することとします）

#### 様式5：社屋（店舗）の写真等

- (1) 社屋の写真は外観及び会社の看板が写っているものを貼付し、所在地は記入もしくは地図等を張り付けてください。
  - (2) 委任先がある場合は、本店ではなく、委任先の写真・所在地を記入又は貼付してください。
- ※実態調査を行う場合があります。

#### 様式6：誓約書

- (1) 暴力団又は暴力団員でないこと等についての誓約及びその確認のための警察への照会について承諾する旨の誓約書を提出してください。
- (2) 申請者は、本店所在地、商号及び代表者氏名（すべて登記事項証明書上のもの）を記入し、登記印鑑（実印）を押印してください。
- (3) 委任先がある場合でも、代表者の記入押印となります。

#### 様式7：委任状

- (1) 本店以外や代表者以外の支店長、営業所長等に見積り、入札、契約締結、代金請求等の権限を委任する場合は、代表者からの委任状が必要です。
- (2) 委任状の委任者欄には、委任者の「実印」を押してください。
- (3) 委任状の受任者欄には、契約書等に使用する印（支店長印等）を押印してください。

### 7. 添付書類について

- (1) 各証明書は、令和3年6月1日以降に発行されたものを提出してください

- (2) 添付書類③「印鑑証明書」は、原本を提出して下さい。
- (3) 資格審査で必要と思われる書類が別途必要な場合は、追加要求することがあります。

#### 添付書類

- ① 定款（写し）  
最新の定款を提出してください。
- ② 登記事項証明書（写し可）  
履歴事項全部証明書を提出してください。
- ③ 印鑑証明書（原本のみ可）  
※法務局が発行する証明書を提出して下さい。
- ④ 市町村税納税証明書（滞納のない証明書）（写し可）  
ア 契約締結先となる事業所(委任先がある場合は、委任先)の所在地のものを提出してください。  
I 那覇市市民税課へ納税証明書の発行申請をする場合は、「完納証明書（税額表示なし）」で申請してください。  
II この完納証明書とは現年度のみ滞納のない証明ではなく、現在において全て完納しており、滞納がないことを証明するものです。なお、「滞納のない証明書」の発行を行っていない地方自治体から証明書を取得する場合、直近2年分の納税証明書を提出してください。  
イ ここでいう市町村税とは、市町村から課される全ての税のことです。  
I 市町村民税だけでなく、固定資産税、軽自動車税、その他の市町村で賦課される全ての税について滞納のないことを証明する書類が必要です。
- ⑤ 消費税納税証明書（滞納のない証明書）（写し可）  
ア 「消費税及び地方消費税」を滞納していない証明書を提出してください。  
e-TAX 可。納税証明書その3、3の2及び3の3のいずれでも構いません。  
イ 納税義務のない業者は、未納のない証明書を提出してください。  
本店でまとめて消費税を納めている場合は、本店についての滞納のない証明書を提出してください。
- ⑥ 財務諸表（写し可）  
申請者は直近2年分の決算における貸借対照表及び損益計算書を提出してください。
- ⑦ 営業許可証明書等（写し）  
登録業種「電力小売業」に関し、必要な登録等を証するものを提出してください。 ※有効期限が過ぎている証明書を提出してください。

## 8. 注意事項

- (1) 提出前に、書類が全部揃っていることを「申請書類確認表」で確認し、確認表の順番に並べて提出してください。
- (2) 一度受付けた書類は返却しません。
- (3) 後日確認ができるように、申請書類の控えは、必ず保管しておいてください。

## 9. 入札参加資格審査結果の通知と名簿の登載

- (1) 審査結果については、令和3年10月初旬までに入札参加資格認定通知書又は入札参加無資格認定通知書を郵送致します。通知は、有効期間中、大切に保管してください。
- (2) 審査の結果、入札参加資格を有すると認められた者は、入札参加資格者名簿に登載し、公開致します。
- (3) 入札参加資格が認定された場合、申請された文書については、公文書扱いとし、当該情報を公開することもあります。

## 10. 申請書類の受付証明が必要な場合

申請書類を受付けたという証明が必要な方は、「入札参加資格審査申請書」の写しと、住所及び宛名を記載した返送用の封筒に切手を貼り、申請時に提出ください。「入札参加資格審査申請書」の写しに、当組合の受領印（受付印）を押印して返送いたします。